

さいたま市告示第528号

さいたま市重度身体障害者（児）居宅改善整備費補助金交付要綱
の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市重度身体障害者（児）居宅改善整備費補助金交付要綱の一部を改正
する告示

さいたま市重度身体障害者（児）居宅改善整備費補助金交付要綱（平成13年さい
たま市告示第69号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（電子情報処理組織による申請等及び通知）</u> <u>第10条 電子情報処理組織（市の機関の使用に係 る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子 計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理 組織をいう。）を使用する方法により、次に掲げ る申請等及び通知を行う場合については、さいた ま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する 条例（平成18年さいたま市条例第66号）及び さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に 関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則 第154号）の例による。</u> <u>(1) 第5条の規定による申請</u> <u>(2) 第6条及び第9条の規定による通知</u> <u>(3) 第7条の規定による報告</u> <u>(4) 第8条の規定による請求</u></p> <p><u>第11条</u> [略]</p>	<p>[略]</p> <p><u>第10条</u> [略]</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。